

○研究活動に係る不正防止計画推進委員会規程

(設置)

第1条 関西医科大学(以下「本学」という。)に、研究活動における不正行為への対応や公的研究費の不正使用防止のために「研究活動に係る不正防止計画推進委員会」(以下「委員会」という。)を置く。

(目的)

第2条 委員会は、本学及び本学関係者が行う研究費の不正使用を含む、研究活動に係る具体的な不正防止計画を策定・実施するとともに、不正行為が発生した場合は、事実究明のための調査や検証を行うことによりこれらを適切に処理し、再発の防止に努めるとともに、不正行為を容認しない倫理観を確立し、医学研究の健全な発展を図ることを目的とする。

(委員会の構成)

第3条 委員会は次の各号に掲げる委員をもつて構成する。

- (1) 研究担当副学長
- (2) 大学院教務部長
- (3) 全学教授会構成員の互選により選出された基礎・社会系教授1名、臨床系教授1名
- (4) 財務部長
- (5) 大学事務部長
- (6) その他学長が必要と認めたもの

2 委員は、学長が指名し委嘱する。

(任期)

第4条 前条第1項第3号及び第6号の委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前条第1項第3号及び第6号の委員に欠員を生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員会に、委員長を置く。委員長は、研究担当副学長をもつて充てる。

4 委員会に、必要に応じて委員長が指名した副委員長を置く。

5 委員長は、学長の命により、又は必要に応じ委員会を招集する。

6 委員会の開催は、構成委員の2/3の出席をもつて成立する。

7 委員会の議事は、出席委員の2/3で決する。

8 委員長は、必要に応じオブザーバーを委員会に出席させることが出来る。

(委員会の役割)

第5条 委員会は、研究における不正防止のために、具体的な不正防止計画を策定・実施する。

2 不正行為の告発を受け、学長により委員会に諮問があつた場合には、告発された行為が行われた可能性等の告発内容について、委員会は予備調査等を行い、学長へ答申する。

3 委員会は、関係者が保有する関係書類等の閲覧や、客観的な資料を収集し、かつ関係者

から事情を聴取するなどして、十分な調査を尽くし、公正な結論が得られるよう努めなければならない。

4 委員会委員及びオブザーバーは、調査の過程においては、申立て者及び申立て対象者の名誉・プライバシーの権利等に配慮しなければならない。

5 委員会委員及びオブザーバーは、委員会活動を通じて知りえた情報に関しては、守秘義務を持つ。

(規程の改廃)

第6条 この規程の改廃は、全学教授会の議を経て学長が承認し、理事会が決定する。

(委員会の事務)

第7条 この推進委員会に関する事務は、大学事務部研究課が行う。

附 則

1 この規程は、平成19年11月20日から施行する。

2 この規程の運用に当たつて、公益通報者の保護等に関する規程と重複する事項についてはこの規程を優先適用する。

附 則

1 この規程は、平成27年2月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。